

(別紙 3) 奈良県総合医療センター患者給食献立作成基準

奈良県総合医療センター患者給食業務委託における献立作成業務の基準については以下の通りとします。

1. 栄養価等の基準

- (1) 献立は「奈良県総合医療センター食事箋規約」に示す食種別栄養量・食品構成に従って作成することとします。※全食種エネルギー±10%以内、たんぱく質±10%以内に収めること。各食種毎の追加基準を以下に示す。
- (2) 糖尿病食・糖尿塩分制限食・糖尿病性腎症食・妊娠糖尿病食においては、1日あたりのエネルギー量を±0.5単位(40kcal)以内、炭水化物量は±5%以内に収めること、なるべく時別でばらつきのないようにすることとします。
- (3) 肝臓食・膵臓食・腸炎食においては、1日あたりの脂質量を基準+10%以内に収めることとします。
- (4) 腎臓食・糖尿病性腎症食・透析食・小児腎臓食においては、1日あたりのたんぱく質量を基準±1単位(3g)以内に収めることとします。
- (5) 嚥下咀嚼調整食においては、物性等が「日本摂食・嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類2013」を逸脱することのないよう注意することとします。
- (6) その他、食種別栄養量および食品構成を大きく逸脱することのないよう注意すること。やむを得ず基準から外れる場合には事前に当センターの承認を受けることとします。

2. 通常献立

- (1) 献立作成にあたっては入院患者等の嗜好や季節感などを考慮することとします。また、嗜好調査・当センターの患者アンケート等の結果を反映させるよう努力することとします。
- (2) 検査食など一部の食種を除き、副食は3品以上(漬物・フルーツ・ゼリー等の場合は4品以上)とし、食種間や時別で格差が出ないように工夫することとします。また、なるべく生鮮食品を使用し、調理済み食品や加工品の使用は最低限に抑えることとします。
- (3) 献立の基本サイクルは30日以上とし、かつ週サイクルとならないよう配慮するとともに、季節ごとに見直すこととします。
- (4) 予定献立は事前に献立会議に諮った上で、1ヶ月分を前月15日までに当センターに提出することとします。
- (5) やむを得ず予定献立を変更する場合には、変更箇所を明示した文書を添えて当センターと協議し、承認を受けることとします。また、実施献立についても当センターに提出することとします。
- (6) 提供食数の多い食種については入院患者等に献立表の掲示を行うなど、情報提供に努めることとします。

3. 行事食等献立

- (1) 毎月最低 1 回は行事食を提供することとします。また、その献立は事前に献立会議に諮ることとします。
- (2) 行事食の対象は、普通食・小児食・産食を最低限としますが、可能な限り多くの食種で実施することとします。
- (3) 行事食の際にはメッセージカード等を作成し、対象者 1 人ずつに配布することとします。
- (4) 出産祝い膳は別途定める献立内容を原則とします。産科との調整が必要なため、変更の場合は早期に当センターの承認を受けることとします。

4. 個別対応献立

- (1) 食物アレルギー・食思不振・低栄養等の理由により個別的な対応が必要と判断された入院患者等に対しては、当センターの指示に沿った対応を行うこととします。
- (2) (1) のうち、特殊な食事や複雑な対応が必要とされるものについては当センターと協議の上、献立を決定することとします。
- (3) (1) のうち、パターン化が可能なものや対応内容が簡易なものについては当センターの指示のもと、受託者において継続的に対応することとします。
- (4) 当センターの食事オーダーシステムから入力されたアレルギーコメント・特別指示コメントへの対応は、原則として受託者の業務とします。

その他、受託者は当センターと常に密接な連絡・協議を行い、患者給食の提供に支障をきたさないよう円滑な運営にあたることとします。